

栃木市原油価格高騰対策運送事業者等支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市の交付する栃木市原油価格高騰対策運送事業者等支援補助金（以下「補助金」という。）については、栃木市補助金等交付規則（平成22年栃木市規則第56号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この告示の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、原油価格高騰の影響を受けた市内運送事業者等に対し、その事業の用に供する燃料の購入に要する経費の一部を補助することにより、当該事業者の経営の安定を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- (2) 貨物自動車運送事業者 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業又は同条第3項に規定する特定貨物自動車運送事業を営む者をいう。
- (3) 貨物軽自動車運送事業者 貨物自動車運送事業法第2条第4項に規定する貨物軽自動車運送事業を営む者をいう。
- (4) 一般乗合旅客自動車運送事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営む者をいう。

- (5) 一般貸切旅客自動車運送事業者 道路運送法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営む者をいう。
- (6) 一般乗用旅客自動車運送事業者 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営む者をいう。
- (7) 自動車運転代行業者 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運転代行業を営む者をいう。
- (8) 土砂等運搬事業者 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和42年法律第131号）第3条の規定により表示番号の指定を受けた大型自動車（以下「土砂等運搬大型自動車」という。）を用いて土砂等を運搬する事業を営む者をいう。
- (9) 市内運送事業者等 市内に事業所を有する貨物自動車運送事業者、貨物軽自動車運送事業者、一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者、自動車運転代行業者又は土砂等運搬事業者であって、中小企業者であるものをいう。

（交付の対象者）

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、令和7年9月1日以前から市内運送事業者等であって、市税を滞納していないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付しないものとする。

- (1) 栃木市暴力団排除条例（平成23年栃木市条例第62号）第2条第1号に規定する暴力団又は役員等（理事、取締役、執行役、監事、監査役その他経営に実質的に関与している者をいう。）が同条第5号に規定す

る暴力団員等若しくは同条例第 6 条第 1 項に規定する密接関係者である者

- (2) 前号に掲げる者のほか、補助金を交付することが適当でないと市長が認める者

(補助対象車両)

第 5 条 補助金の交付の対象となる車両（以下「補助対象車両」という。）

は、令和 7 年 9 月 1 日から補助金の申請をする日までの間、交付対象者が市内に有する事業所に配置している車両であって、次に掲げるものとする。

- (1) 貨物自動車運送事業者がその事業の用に供する車両（道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 3 条に規定する大型自動車、中型自動車及び準中型自動車に限る。以下「貨物自動車運送事業車両」という。）
- (2) 貨物軽自動車運送事業者がその事業の用に供する車両（以下「貨物軽自動車運送事業車両」という。）
- (3) 一般乗合旅客自動車運送事業者がその事業の用に供する車両（道路交通法第 3 条に規定する大型自動車、中型自動車及び準中型自動車に限る。以下「一般乗合旅客自動車運送事業車両」という。）。ただし、道路運送法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号）第 10 条第 1 項第 1 号ロに規定する長距離急行運送等に供する車両を除く。
- (4) 一般貸切旅客自動車運送事業者がその事業の用に供する車両（道路交通法第 3 条に規定する大型自動車、中型自動車及び準中型自動車に限る。以下「一般貸切旅客自動車運送事業車両」という。）。)
- (5) 一般乗用旅客自動車運送事業者がその事業の用に供する車両（以下「一般乗用旅客自動車運送事業車両」という。）。)
- (6) 自動車運転代行業者がその事業の用に供する車両（以下「自動車運転

代行業車両」という。)

- (7) 土砂等運搬事業者がその事業の用に供する土砂等運搬大型自動車（貨物自動車運送事業車両を除く。以下「土砂等運搬事業車両」という。）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する車両は、補助対象車両から除くものとする。

- (1) 栃木市原油価格高騰対策一般廃棄物収集運搬事業者等支援補助金交付要綱（令和7年栃木市告示第293号）の規定に基づき交付される栃木市原油価格高騰対策一般廃棄物収集運搬事業者等支援補助金の算定の基礎とされた車両

- (2) 市、国又は他の自治体から委託を受けて運行する車両

- (3) 市、国又は他の自治体から交付された補助金、給付金その他これらに類するものにより運行経費の額から運賃収入及び運行に伴う収入の額を減じて得た額が補填されている車両

（補助対象経費）

第6条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象車両の燃料の購入に要する経費とする。

（補助金の額等）

第7条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とし、1交付対象者につき10万円を限度とする。

- (1) 貨物自動車運送事業車両 1台につき10,000円
- (2) 貨物軽自動車運送事業車両 1台につき5,000円
- (3) 一般乗合旅客自動車運送事業車両 1台につき10,000円
- (4) 一般貸切旅客自動車運送事業車両 1台につき10,000円
- (5) 一般乗用旅客自動車運送事業車両 1台につき5,000円

(6) 自動車運転代行業車両 1台につき5,000円

(7) 土砂等運搬事業車両 1台につき10,000円

2 補助金の交付は、1交付対象者につき1回限りとする。

(交付の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、栃木市原油価格高騰対策運送事業者等支援補助金交付申請書（別記様式）に次に掲げる書類を添えて、令和7年12月26日までに市長に提出しなければならない。

(1) 中小企業者であることを証する書類

(2) 令和7年9月1日以前から市内運送事業者等であることを証する書類

(3) 補助対象車両の内訳が分かる書類

(4) 補助対象車両の自動車検査証の写し

(5) 市税の完納証明書

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の請求)

第9条 規則第9条の規定により、補助金等交付請求書に添える書類は、次に掲げるものとする。

(1) 交付決定通知書の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

(実績報告)

第10条 この補助金については、規則第10条ただし書の規定により、実績報告書の提出を省略するものとする。

(補則)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(告示の失効)

- 2 この告示は、令和８年３月３１日限り、その効力を失う。

別記様式（第 8 条関係）

栃木市原油価格高騰対策運送事業者等支援補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）栃木市長

栃木市原油価格高騰対策運送事業者等支援補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

また、私（当社）は栃木市原油価格高騰対策運送事業者等支援補助金交付要綱第 4 条第 2 項第 1 号に該当しないことを誓約いたします。

（申請者） 住所又は所在地 氏名又は名称 及び代表者氏名 電話番号	〔自署しない場合は、記名押印してください。〕 〔法人の場合は、記名押印してください。〕
市内に有する事業所の所在地	栃木市
市内に有する事業所の事業開始年月日	年 月 日
区分	☐ 貨物自動車運送事業者 ☐ 貨物軽自動車運送事業者 ☐ 一般乗合旅客自動車運送事業者 ☐ 一般貸切旅客自動車運送事業者 ☐ 一般乗用旅客自動車運送事業者 ☐ 自動車運転代行業者 ☐ 土砂等運搬事業者
（補助対象車両の台数 ×補助基本額） ①	貨物自動車運送事業車両・一般乗合旅客自動車 運送事業車両・一般貸切旅客自動車運送事業車 両・土砂等運搬事業車両 台×10,000円＝ 円 貨物軽自動車運送事業車両・一般乗用旅客自動 車運送事業車両・自動車運転代行業車両 台×5,000円＝ 円
（①の合計） ②	円
補助金申請額 （②又は10万円のい ずれか少ない額）	円
添付書類	